

飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せに買受けを目的として参加する者に必要な資格を取得するための申請についてのお知らせ

令和 5 年 12 月 21 日
農林水産省農産局長

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 43 条及び飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）第 4 条の規定に基づき農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が実施する飼料用輸入麦の特別な方式による買入れ及び売渡しについては、随意契約（以下「飼料用輸入麦の特別売買契約」という。）によることとし、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 7 月 1 日付け 21 総食第 102 号総合食料局長通知）（以下「基本要領」という。）において、飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せに買受けを目的として参加する者の資格要件を定めております。

ついては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで実施する飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せに買受けを目的として参加する者に必要な資格（以下「買受資格」という。）を取得するための申請（以下「買受資格審査申請」という。）を下記により受け付けますので、当該申請を行う場合は、下記事項を御理解の上、飼料用特別売買買受資格審査申請書に必要書類を添えて提出してください。

審査の結果、買受資格を有すると判断された申請者は、飼料用輸入麦特別売買契約参加資格を有すると認められた者（以下「買受資格者」という。）として、随意契約登録者名簿に登録されることとなります。

記

1 契約の種類について

飼料用輸入麦の特別売買契約

2 買受資格者の要件について

買受資格者は、以下の要件の全てを満たす者であって、農産局長が買受資格を有すると認めた者とします。

- (1) 飼料（飼料原料を含む。以下同じ。）の需要者（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 13 条第 1 項に規定する税関長の承認を受けた製造工場（以下「承認工場」という。）を所有する者に限る。）又は飼料の需要者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条の中小企業団体（以下「中小企業団体」という。）若しくは一般社団法人であること。

- (2) 飼料の取扱実績（飼料の需要者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業団体又は一般社団法人にあっては、当該法人又はその構成員の飼料の取扱実績をいう。）が直近1か年を通じて、1千トン以上であること。
- (3) 飼料用特別売買麦の買付けに必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な能力を有すると認められること。
- (4) 申請者（法人の場合にあっては、役員等を含む。）が麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- (5) 基本要領第4章Ⅱ第3の6の(2)により特別売買契約参加資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しを受けた日から2年を経過していること。

3 買受資格審査申請の受付期間及び受付場所について

- (1) 受付期間 令和6年1月9日（火）から令和6年2月8日（木）まで
- (2) 受付場所 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省畜産局飼料課流通飼料対策室 需給対策第2班
(北別館2階 ドア番号：北202)
T E L 03 (3502) 8111 (代表) 内線 4915
E-M A I L tikusan_siryou@maff.go.jp
- (3) 申請方法
 - ア 持参する場合
申請に必要な書類を、上記(1)の期間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時までの間に上記(2)の場所まで持参してください。
 - イ 郵送する場合
申請に必要な書類を、特定記録等、配達記録が確実に残る方法により受付期間内に必着するよう送付してください。なお、封筒の表面に、朱書きで「飼料用輸入麦買受資格審査申請書在中」と記載してください。
 - ウ メールで送信する場合
申請に必要な書類を、受付期間内に上記(2)のメールアドレスあてに送信してください。この場合、件名を「飼料用輸入麦買受資格申請（〇〇〇〇）」としてください（※〇〇〇〇は申請者名）。なお、メール受信トラブル防止のため、メール送信後、上記(2)の電話番号に上記アの受付時間内に御連絡ください。

4 買受資格審査申請に必要な書類について

申請に当たっては、飼料用特別売買麦買受資格審査申請書（様式4-Ⅱ-2）のほか、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 申請者が需要者の場合
 - ① 製造工場承認書
 - ② 財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）

- ③ 納税証明書
- ④ その他審査に必要と認めた書類

(2) 申請者が団体の場合

- ① 団体の定款
- ② 団体の共同購入に参加する構成員の名簿（以下「共同購入者名簿」という。）
- ③ 団体及び共同購入者（共同購入者名簿に記載されている構成員をいう。以下同じ。）ごとの製造工場承認書
- ④ 団体の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ⑤ 団体の財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
- ⑥ 団体の納税証明書
- ⑦ その他審査に必要と認めた書類

5 申請書の記載方法等について

申請書及び記載方法等の詳細については、以下の記載要領を参照してください。

(1) 申請者が需要者の場合

別記 1 「飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せに買受けを目的として参加する者に必要な資格を取得するための申請書の記載要領（需要者用）」

(2) 申請者が団体の場合

別記 2 「飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せに買受けを目的として参加する者に必要な資格を取得するための申請書の記載要領（団体用）」

6 資格審査の結果通知について

審査の結果、買受資格の有無につき決定し、その旨を書面にて申請者に通知します。

7 随意契約登録者名簿について

- (1) 審査の結果、買受資格者として決定した申請者を、農産局農産政策部貿易業務課において管理する随意契約登録者名簿に登録します。
- (2) 随意契約登録者名簿には、買受資格者の商号又は名称、住所及び電話番号が、農林水産省ホームページにおいて公表されます。

8 買受資格の有効期間について

買受資格の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

9 買受資格の停止又は取消しについて

- (1) 買受資格者が、次のいずれかに該当することとなったときは、買受資格の停止又は取消しを行うことがあります。
 - ① 麦の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合
 - ② 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成23年 9 月 1 日付け23生産第4314号生産局長通知）別表第 1 又は別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合

- ③ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条各号のいずれか又は予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - ④ 買受資格者が2の要件を満たさないと農産局長が認めた場合
 - ⑤ 買受資格者が基本要領第4章Ⅱの第6の6の(3)により受領した荷渡指図書（買受資格者が第3章Ⅱの第4の12により受領している場合には当該荷渡指図書も含む。）を譲渡し、又は担保として提供した場合
 - ⑥ 農産局長が食料安定供給特別会計事務取扱細則（平成19年3月30日付け18総合第1865号総合食料局長、経営局長通知）第59条に準じ、買受資格者が契約の相手方として不適当であると認める場合
 - ⑦ 買受資格者の申出に基づく場合
- (2) 買受資格者が、(1)に該当することにより、買受資格の停止又は取消しとなった場合には、その旨を当該者に通知します。また、その際には、その事実、理由及び停止又は取消しとなった者の名称を農林水産省ホームページにおいて公表します。
- なお、資格の取消しを行った場合には、当該者を随意契約登録者名簿から削除します。
- (3) 買受資格者が、買受資格を取り消された場合は、取消しの日から2年間は買受資格の申請を行うことができません。
- (4) 買受資格の停止を受けている期間中の買受資格者は、飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せに参加することができません。

10 申請に係る説明会の開催

- (1) 申請に係る説明会を以下のとおり開催します。説明会の出席を希望される方は、申請に係る説明会出席申込書（別記3）を3の(2)に記載のメールアドレスあて令和6年1月5日（金）までに送信してください。出席申込書を提出されなかった方は、出席をお断りする場合があります。
- なお、会場参加の出席者は1事業者につき2名までとしますが、出席を希望される方が多数の場合は、人数を調整させていただくことがありますので、御了解願います（オンラインで参加の場合、人数制限はありません。）。
- 開催日時：令和6年1月10日（水）14時00分から15時00分
- 開催場所：会場（農林水産省畜産局第3会議室）及びオンライン（本館2階ドア番号：218、東京都千代田区霞が関1-2-1）
- (2) 農林水産省への入館手続に際して、本人確認できる証明書等が必要となります。
- (3) これらの説明会への出席は任意とし、申請の要件とはしません。

11 秘密の保持

資格の審査に従事する職員は、この審査についての秘密に関する事項を他に漏らすことはありません。